

● 時の問題 ●

日中原子力協定締結の意義と問題点

外務省条約局条約課

杉山晋輔

すぎやま・しんすけ

はじめに

「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定 (Agreement between the Government of Japan and the Government of the People's Republic of China for Cooperation in the Peaceful Uses of Nuclear Energy)」(以下「日中原子力協定」という) に関しては、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する外交上の公文が、七月一〇日北京において、我が方が在中国大使館と先方中国外交部との間で交換され、同日付で効力を発生することとなった。本稿においては、本件協定締結の意義及び問題点につき、主としてその実務に参加した者の立場から、若干の整理を行ってみることとし、それを通じ、我が国をめぐる原子力の国際協力上の問題の考察を行ってみたい。

一 協定締結の背景

本件協定の意義及び問題点を考える前提とし

て、まず、日中両国における原子力事情がどうであるかを概観しておこう。

(一) 中国の原子力事情

中国は自国の近代化を進めるにあたってエネルギー開発を重視しており、その一環として、現在、原子力発電所の建設に着手したところである。そして、西暦二〇〇〇年までに、一、〇〇〇万キロワットの原子力発電所の建設を目標としている。具体的には必ずしも明らかではないが、秦山発電所(三〇万キロワット、一九八九年完成予定)、広東発電所(九〇万キロワット級を二基建設予定、一九九一―九二年完成予定)等の計画があると伝えられており、また、中国の第七次五ヵ年計画ではこれらのプロジェクトの他、秦山発電所に六〇万キロワット級二基の増設が予定されている趣である⁽¹⁾。また、中国はかかる原子力発電所の建設を進めるにあたって諸外国との協力を積極的に推進しようとしているようであり、一九八四年一月一日に国際原子力機関(以下「IAEA」という)に加盟した他、各国との協力の法的枠組みを作るために、西独、ブラジル、アルゼンチン、ベルギー、英国及び米国

との間で原子力協定の署名を了している⁽²⁾。従って、我が国との原子力協定を加えると、中国は七ヵ国との間で原子力協定に署名していることになる。

さらに、中国は、確認埋蔵量が約一七万トンといわれるウラン資源を保有する国であり、これは約二〇〇万トン程度かといわれる世界全体の確認埋蔵量の約一割弱にあたっている。この量は、中国の国内需要をさしひいても、一、五〇〇万キロワットの原子力発電所を三〇年間は運転するに足る燃料の供給量であるといわれており⁽³⁾、長期的にみれば、中国はウランの供給国となる可能性が期待される国である。

(二) 我が国における原子力事情

我が国に原子力の火が初めてともったのは、一九五七年八月、日本原子力研究所のJRR-1が臨界に達した時であったという。爾来、我が国の原子力発電は全体としては順調に発展、一九八五年度には、全国の発電電力量の二三％を原子力発電でまかなうにいたった。一九八五年一二月現在で、運転中の原子力発電は三三基、総電気出力にして二、四

六九万キロワット、これに建設中のもの一一基(二、〇一八万キロワット)、計画中のもの六基(六二八万キロワット)を数えている。世界で二、〇〇〇万キロワットを超える原子力発電を保有しているのは我が国を除くと米国、フランス、ソ連の三カ国しかなく、日本は世界で第四位の原子力発電保有国となっている(4)。発電電力量に占める原子力発電の比率も年々増加しており、一九九五年までに三五%を達成することが目標とされているという。

我が国がこのように世界有数の原子力先進国となってきたのに伴い、我が国の原子力産業は輸出産業として育ちつつある。しかし、ウラン資源は我が国ではわずかしか埋蔵されておらず、我が国の原子力発電の燃料として使うウランはほとんど海外から輸入しており、カナダ、オーストラリア等と長期契約を結んでウラン鉱石を確保している。それだけではない。核燃料サイクルにとつては要ともいえる再処理については、一九八一年から茨城県東海村で東海再処理工場が運転を始めてはいるがきわめて限定的な規模にとどまっており、現在のところ、全面的に海外に再処理を委託している状況にある。すなわち、国内九電力会社と日本原子力発電の合計一〇社が、イギリス原子力燃料公社及びフランス核燃料公社と軽水炉燃料四、六〇〇トンの再処理委託契約を結んでおり、これにより一九九〇年代初までの需要はまかなえる見通しであるといわれているが、それ以後の再処理需要については国内の再処理体制の確立が急がれているのである。

このように、我が国は原子力先進国になっては

いるが、国内において核燃料サイクルの輪がウラン鉱石の供給と再処理という二カ所において完結しておらず外国に依存しているという不安定な状況にあるということは、我が国が原子力協定を締結することの背景としてよく認識しておく必要のある点であると思われる。

二 日中原子力協力の問題点

こういった両国の原子力事情をふまえたうえで、日中間で原子力協力を行うということがいかなる問題点をもつものなのか、全体像を把握することから本稿の本論にはいりたい。

(一) 経済的・政治的側面 輸出産業として育ちつつある我が国の原子力産業にとって、壮大な原子力発電所建設計画をもっている中国は、中・長期的にみて魅力的な輸出市場ということになる。特に、核燃料サイクルの輪を我が国自身の施設によって完結しようと努力している時に、我が国の手になる原子力発電所建設の資器材を輸出し、最終的には日本製の原子力発電所を海外に建設することは、「日の丸」原子炉建設の夢ともいわれているものである。原子力発電プラントの輸出は通常プラントに比べてもさらに規模が大きく、それだけにうまくいった場合の輸出側の得るものも大きいものとなる。このところ基本的に非常に苦しい状況にある我が国のプラント輸出にとって、中国向けの原子力発電プラント輸出が大きな関心の的となったとしても不思議はない。このような原子力分野での我が方の対中輸出が、長期的にみた場合、ウラン供給源の確保につながり得

るとすれば、このような関心が一層大きくなるのも自然であろう。

さらに、一九七二年九月の日中共同声明、一九七八年一〇月に発効した日中平和友好条約の基における基本的な日中間の友好関係は、その協力の分野を原子力の平和利用に広げることによって、一層強化されることになるという議論もある。日中間の原子力協力を本格的に開始したいという要請は、我が国からの原子力発電資器材の対中輸出ということを目下の軸に、このような形であらわされてくることになる。

しかしながら、原子力発電資器材の輸出は、通常のモノあるいはプラントの輸出と異なる要素があつて、ことはそう簡単にいかない。何故なら、原子力発電資器材の輸出に関しては、核不拡散の要請を考慮せねばならないからである。

原子力の平和利用を考える際には、二つの特殊性につき理解せねばならない。第一は、原子力の分野では平和利用と軍事利用が完全に背中あわせであるという点(軍事転用可能性)であり、第二は、核分裂性物質とは一度使用してもその使用済燃料を再処理、濃縮、加工することによって再度核分裂性物質を製作しうるものであるという点(核燃料サイクル性)である。この結果、原子力発電に関する資器材を供給すると、関連する物質について相当念を入れた平和利用の確認とその検証を行わない限り、結局は我が国からの関連物質の供給が相手国における核兵器の生産につながり得ることになってしまう。この点がある限り、原子力発電資器材の輸出は、通常の輸出と同じようには扱えない。

加えて、中国は、原子力資器材の輸出先としてみた場合に、核兵器の不拡散に関する条約（以下「NPT」という）の非加盟国であり、かつ、核兵器保有国であることに注意する必要がある。NPTに加盟していない国との間で原子力という特殊な分野での協力をを行うことは、果して適当なのか。我が国は従来より中国に対してNPT加盟を訴えてきていることを考えると、そもそも、NPT未加盟のままの中国と二国間原子力協定を締結して協力を開始するのは政策的に矛盾しているのではないか。こういった基本的な疑問も容易に生じよう。協力の仕方によっては、核兵器保有国内のいわゆる核の垂直拡散を助長してしまうことになり、我が国にとっても好ましくない結果をもたらさう。もし、平和利用の担保が十分ではなく、核拡散の危険がぬぐえないということになると、そもそも中国のような政治体制の異なる国とそのような危険な協力をなせ行うのかという一層基本的な問題にぶつかることにもなりかねない。原子力協力を本格的に開始するとしても、核拡散上の懸念をきちんと払拭して納得のゆく協力をすべきであるということになってくるのである。

(二) 法律的側面 こういった点を、法律的観点からさらに考察しなおしてみることとしよう。

我が国は、NPT第三条2によって、いかなる非核兵器国にもIAEAの保障措置の適用がない限り、原料物質、特殊核分裂性物質又は特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を輸出してはいけない国際法上の義務を負っている。かかる国際法上の義務の履行を国内において

法的に担保しているのが、外国為替及び外国貿易管理法第四八条及びその下での輸出貿易管理令第一条である。他方、核兵器国向けのこれらの物質の輸出はどうかといえば、NPT第三条2が非核兵器国向け輸出に限定しておりその他の規定もないことから、NPT上は何の限定もない。さらに我が国国内法上も、核兵器国向けの核物質等の輸出を平和目的の使用に限定させるという法令上の規定はない。原子力基本法第二条（民主・自主・公開の平和利用三原則）にいう「利用」に「輸出」を含ませることは法文解釈上困難であるとされている⁽⁵⁾。以上より、厳密に法律的にのみ言えば、核兵器国たる中国に対する核物質等の輸出に関し、我が国は、平和目的の使用に限定せねばならないという法律的制約は、国際法上も国内法上もないことになる。

しかしながら、我が国は従来より一貫して、核拡散防止の観点から、原子力分野での対外的協力にあたっては、核兵器国と非核兵器国とを問わず、平和利用に限定するとの政策をとってきた。すなわち、原子力基本法第二条からする法律的要請ではないが、我が国が外国の原子力利用に関係する場合にも、原子力基本法の平和利用の精神を貫くべきであるとの観点から、我が国から外国に供給する核物質等についても平和目的に限って利用されることを確保することが必要であるとの政策をとってきたのである⁽⁶⁾。さらに、一九七六年七月、我が国がNPT批准書寄託の際に行った政府声明で、原子力の平和利用における核兵器国と非核兵器国の平等性確保を要請しているが、これも、NPT上は非核兵器国向けの核物質等の輸

出の際のみIAEAの保障措置適用が義務化されているが、平和利用の分野に関しては、本来は核兵器国と非核兵器国とは同様に扱われるべきであるという政策的な基本認識を表明しているものと考えられよう。

このように、核兵器国に対する原子力分野の協力についても平和利用に限定するというのは、我が国にとって法律的要請ではないにしても一貫した強い政策的要請なのである。従って、我が国が核兵器国たる中国と原子力協力をを行う場合には、平和利用の確保が政策的に問題となる。

そうなると、このような政策的要請をいかに充足するかが次の問題である。この点を考えた時、核拡散の危険のある核物質等の供給にあたっては、まず原子力平和利用協定を締結し、そのような協定のなかで協力は平和利用に限定するとの相手方による法律的コミットメントをとりつけることが最小限必要であるということになる。核物質等の供給につき平和利用への限定を確保すべきであるとの政策を具体化するものとして、このような内容を内容とする国際約束の締結が求められるわけであり、かかる法律的枠組みなくしては核物質等の供給は行うべきではないという原則的な政策判断にいたることになる。

特に、中国に対する原子力協力は、我が国にとっては、我が国がこれまでかかわってきた原子力の国際協力とはいくつかの点で異なる要素をもつものであり、就中、我が国が、少なくとも当面は、主として供給側となって行うはじめての協力である。こういう意味からも二国間のきちんとした法律的枠組みが求められるのはきわめて自然と

いえよう。

さて、こうみてくると、最後の問題は、二国間の国際約束がいかなる内容のものであれば、平和利用への限定を確保し、我が国の政策的要請を十分満たしたと考えられることになるのか、という点に集約される。既に見た原子力分野の特殊性からして、単に原子力協定を締結し、そのなかで協定下の協力は平和利用に限るという義務を規定するだけでは不十分であるという議論は、かなりの説得力をもつ。特に、一九七四年五月一八日に行われたインドの核爆発実験以後とられてきている国際的な核不拡散努力(7)に照らした場合、ここでいう平和利用への限定がいかに検証され、さらにそのような検証措置も含めていかに平和目的利用が最終的に担保されるのか、そのメカニズムがどう規定されるのかが直ちに問われることになるのである。

実際に日中核力協定交渉において問題となつたのは、まさにこの点であった。すなわち、平和利用への限定を検証する手段として国際的に広く認められているIAEAの保障措置を規定するかどうか、またその他の平和利用担保手段としてどのような具体的規定をおくのか、という点である。これらの点につき我が方からみて満足のゆく処理が行われなければ、平和利用の確保という我が国の政策的要請は充足されないことになる(8)。我が方のこのような主張に対して、中国側は、我が国との間で原子力分野での協力を平和目的に限定することについては直ちに受け入れたものの、それを検証する方法を協定上明記することについては、「主権にかかわる問題」として強

く難色を示した。しかし結局、IAEAによる保障措置の適用を含む平和利用担保措置が明記されることとなったのであるが、この点は、締結にいたる経緯と協定の主要内容として以下光を当ててみることにしよう。

三 交渉経緯、協定の概要及び評価

(一) 交渉経緯概略

日中核力協定締結の直接の発端は、一九八三年九月の第三回日中閣僚会議にさかのぼる。この閣僚会議においては、原子力の平和利用に関する協力を促進するための政府間協議を行うことで意見の一致がみられた。その後、同年一〇月に第一回政府間協議が行われたのはじめとして、六回にわたり政府間交渉が行われた。この間、前述の通り、我が国より平和利用

への限定及びその担保手段が強く求められたが、中国は一九八四年一〇月、場合によってはIAEAの保障措置適用を受け入れるとの決定を行い、そのことよって日中核力協定締結交渉は大きく進展することとなった。この決定を受けて、一九八四年一二月及び一九八五年七月にそれぞれ第五回、第六回の協議が開催され、内容の詳細が定められ、結局、一九八五年七月三一日に東京で、第四回日中閣僚会議の際に、日本側安倍外務大臣と中国側呉学謙國務委員兼外交部長との間で署名が行われたのである。その後、我が国については、一九八六年二月一四日に第一〇四国会に協定の締結について承認を求めため提出され、衆議院においては五月一五日に、参議院においては五月二一日に本会議で可決、同日付で承認すること

が議決された(9)。中国側においても発効のために国内法上必要とされる手続が完了したので(10)、協定第一〇条の規定に従って発効のための公文の交換が行われ、七月一〇日に本件協定の国際法上の効力が発生したことは冒頭記述した通りである。

(二) 協定の主要内容

本件協定は、本文一〇カ条、附属書A及びBから成っているほか、本件協定とともに合意された議事録が作成されているが、それらの主要な内容は次の通りである。

(1) 両国政府は、専門家及び情報の交換、核物質等の供給並びに役務の提供につき協力する(第二条、協力の態様)。また右協力は、原子炉の設計、建設及び運転等(1)の分野で行うことができ(第三条、協力の分野)(なお、第一条は核物質、設備等に関する定義条項)。

(2) この協定に基づく協力は、平和的目的に限って行われ、この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる核爆発装置の開発又は製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。また、このため、両国政府は、この協定に基づいて受領された核物質等に関して、IAEAに対して、保障措置を適用することを要請する(第四条、平和利用の限定、IAEA保障措置)。

(3) この協定に基づいて受領された核物質等を一方の政府の管轄外に移転する際には、他方の政府の事前同意を要する(第五条、管轄外移転の事前同意)。

(4) この協定に基づいて受領された核物質等については、適切な防護の措置をとらなければならない

ない(第六条、物的防護)。

(ハ) この協定の解釈又は実施から問題が生じた場合には、両国政府間で協議し、協議によって解決されない場合には、調停手続に託すことができる(第七条、協議、任意調停)。

(ニ) 一定の規定に対する違反があるときは、両国政府は、それらの規定の遵守を確保するための適切な措置をとる(第八条、是正措置)。

(ト) この協定の有効期間は一五年で、その後は五年ずつ自動延長される(第一〇条1、有効期間)。

(チ) この協定の終了後も、関連核物質等が関係国の管轄の下にある間は、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条等の規定は、引き続き効力を有する(第一〇条2、存続条項)。

(リ) また、関連の合意議事録においては、ブルトニウムの移転等一定の分野の協力についてはこの協定とは別個の取極が必要なこと、中国は、受領国政府となる場合には、IAEAとの間で保障措置協定を締結すること、保障措置の維持が核物質等の供給の条件であること及びIAEAにより保障措置が適用されない場合の措置等について規定している。

(三) 日中核力協定の評価 このようにみてみると、平和利用への限定、その担保手段は相当明確かつ詳細に規定されていることが明らかである。もとより相手のある交渉であるから、全ての点において完全に日本側の思う通りの内容となつたわけではないが、我が方が強く主張した平和利用への限定とその担保手段の明記という点からみれば、核拡散の懸念を払拭するに足るだけの法律

的枠組みが設定されたと評価しうるのではないかと思われる。今後とも中国に対してはNPT加盟を訴えて行くことになるが、本件協定自体において、NPTの非加盟国で核兵器国たる中国との間でIAEAの保障措置適用が明記されていることにならわれているとおり、本件協定は相当程度核不拡散に資するものと考えることが出来る。

この協定が成立したことによって、我が国が中国に対し、原子力発電関連の資器材を輸出することが可能となったわけであり、長期的にみた場合のウラン供給国としての中国の地位も勘案すれば、経済的意味はかなり大きいものがあることは既に述べたとおりである。

また、日中関係の協力の分野を広げることを通じ、日中関係の長期かつ安定的な発展にも資するという意義も見落とすことのできない点である。

四 我が国と原子力の国際協力

さて、本稿を終えるにあたり、日中核力協定上も生じた論点のうち、我が国が原子力の国際協力の枠組みを作る際、国際法上認識しておくべきであると思われる点を述べることとしたい。

既述した通り、原子力分野における国際協力においては、原子力の二つの特殊性からしてつねに核拡散の危険がつきまといていてこれを認識する必要がある。ここから、いかにすれば平和利用への限定を担保する有効なメカニズムを構築できるかという問いかけが出て来る。IAEAの保障措置であるとか、管轄外移転の事前同意といった点

は、まさにこのメカニズムとして成立してきているものであり、実態的にも極めて大きな意味をもっている。しかしながら、二国間原子力協定が廃棄されても関連核物質等が現に存在する限り保障措置適用等の一定の義務は残存するという存続条項(12)であるとか、受領国が一定の重要な規定に対する違反をした場合にそれらの規定の遵守を確保するための適切な措置をとるといった是正措置条項となると、その法律実態を理解することは必ずしも容易ではない。条約両当事国間の実際関係が著しく緊張している時に、このようないわば二重、三重の国際法上の権利義務関係を設定してみたところで、規範力の強化にはなっても、それをもってして協定上の平和利用義務の実現が物理的に必ず担保されるというものではないからである。しかしながら、それはそれとして規範力の強化ということの持つ重要性が変わる筋台のものではないし、現実の国際社会においてこれ以上に有効な方法があるかといえれば、そのような妙案は残念ながらないのではないかと思われる。

本来、主権国家の併存を基礎構造とする国際社会にあって、国際法上の権利義務関係の物理的実現を担保するメカニズムは、法の定立、適用及び執行といったあらゆる面で中央公権力が整備されている国内法社会に比べ、著しく制約されたものにならざるをえない。関係国間で強制的な裁判管轄権を設定し、かつその決定の実際の執行、強制の手段を高度に整備しない限り、有効な実質的強制を伴う規範であるということができないのはあらゆる国際約束についていえることである。核不拡散と原子力の平和利用の問題についても例外で

はない。平和利用を法的に担保しようと考えれば考えるほど、本来この点についての本質的な改善の必要性が強調されるべきなのであろう。強制管轄権をもった国際裁判所の存在や、その決定を真に最終的で拘束力のあるものにするための実力の整備があれば、極端にいえば、諸国は原子力の平和利用をコミットするだけで足りるとさえいいうるからである。しかし、現実にはこのようなことを実現するのはほとんど不可能に近いほど困難であるというのは、何も原子力の平和利用の問題に限ったことではないのである。そこで、そのような現実を踏まえ、現在の国際社会の基本的秩序の中でなしうる核不拡散の強化策の一つが、二重三重の法的コミットメントを設定する方式なのである。このような規範力の強化が、国際社会における法秩序の維持において、一般に想像される以上に、実際の意味をもっていることは多くのケースを通じて我々にも感ぜられるところである。

現在、我が国は日米原子力協定改訂交渉を行っている。また、将来、我が国が主として供給国の立場になるような新たな二国間原子力協定を締結する可能性は、現在のところ想定されているわけではないが、論理的にはゼロではない。そのような際に共通する法的視点として、以上述べたような認識をもっていることが必要であると考える次第である(13)。

(1) 従来、中国には、ここにあげた泰山及び広東発電所建設計画の他、蘇南発電所(九〇万キロワット級二基)及び金山発電所(四五万キロワット級二基)の建設計画があると伝えられていた。しかし最近になってこれら二つのプロジェクトは見直されたいといわれている。他方、

本年四月三日、中国政府における原子力発電所建設についての指導者とされる李鵬副総理は、プレスブリーフの席で、中国は自力更生を主としながら外国とも引き続き技術協力を行っていくとの方針を明らかにしており、中国の原子力開発計画が大きく後退しているとは考えられない。

(2) 中国とこれら諸国の原子力協定の署名、発効状況は次の通り。

中・西独協定 昭和五九年五月九日署名、発効
中・伯協定 昭和五九年一〇月一日署名、発効
中 中
中・アルゼンチン協定 昭和六〇年四月一五日署名、発効
中・ベルギー協定 昭和六〇年四月一八日署名、発効
中・英協定 昭和六〇年六月三日署名、発効
中・米協定 昭和六〇年七月三日署名、同一月三日発効

(3) 原子力調査時報No.47(一九八三年四月二七日、日本原子力産業会議)一一三頁。

(4) 各国で運転中の原子力発電の現況(昭和六〇年二月現在)

米 九〇基 七、八一六万キロワット 一四パーセント
フランス 四二基 三、八一〇万キロワット 五パーセント
ソ連 四三基 二、七二〇万キロワット 九パーセント
日本 一三三基 二、四六九万キロワット 二二パーセント

(5) 一九六二年四月四日付原子力委員会決定参照。

(6) 同原子力委員会決定参照。

(7) このような努力としてとられた諸措置として、「ロンドン・ガイドライン」の採択、INFCIEにおける検討、加・米・豪における新しい規制強化政策をあげることができ、この中で特に直接の関連のあるのは、加・米・豪における規制強化である。「存続条項」、「第三国移転の事前同意」、「核物質の物的防護」といった考え方は、これらを通じて発展してきたとおり、それらはいずれも平和利用限定の担保のメカニズムであるからである。

(8) この関連で、中国はNPTという核兵器国であり、NPTにおいては核兵器国向けの核物質等の供給に關

してはIAEAの保障措置の適用は要求されていないので、我が国の中国向け核物質等の輸出に際してはIAEAの保障措置を要求する必要がない、という議論につき触れておこう。この議論は二つの意味で妥当性に乏しい。まず第一は、我が国が対中国原子力協定を行うにあたって原子力協定の締結とそこにおけるIAEAの保障措置の適用規定等の設定を要求するとなれば、本文でみているように、それは我が国の政策的要請からくるものであって、NPTとの関係で法的に出でくるものとは関係ない、という点である。第二に、仮にNPTとの関係を論ずるとしても、中国がNPT上の核兵器国だからという理由でIAEAの保障措置適用を求めないとする、我が国は、中国自身が加盟していないNPT上の核兵器国としての特別待遇を中国に認めることになり、その結果中国は、我が国との関係では、NPT上核兵器国が有している義務、特に核軍縮の義務(NPT第六条)を何ら課されることなく、NPT上の核兵器国としての特別待遇のみを与えられることになってしまふという点がある。いずれにしても、このような議論で我が国は中国に対してIAEAの保障措置適用を求めなくてもよいとするのは困難であらう。

(9) 両院とも、各党の投票態度は、自・公・民賛成、社反対、共棄権であった。

(10) 中国における国内法上必要とされる手続は、國務院の承認を得ることであるとされている。

(11) 本稿では専ら平和利用に関する問題にしばって考察しているが、本件協定では原子炉の安全上の問題も対象分野として明記されている。

(12) 存続条項については、これが二国間原子力協定上の特約であるか、それとも、原子力平和利用分野での国際協力においては一般的に認められるものであって条約法に関するウィーン条約第七〇条1(b)の規定からも、このことは明らかであると考えるのか、という問題がある。我が国は従来、これは二国間原子力協定上の特約であるとの考え方で説明してきたようである。

(13) 本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。